

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(平成21年3月31日現在)

区分		等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		283	335	64	86	98	113	979
聴覚平衡機能障害		46	159	96	132	5	260	698
音声・言語・そしゃく機能障害		5	13	61	44	-	-	123
肢体不自由		1,810	703	661	389	390	155	4,108
内部障害	心臓	670	16	420	326	-	-	1,432
	じん臓	376	-	17	5	-	-	398
	呼吸器	45	6	69	41	-	-	161
	ぼうこう・直腸	1	1	9	216	-	-	227
	小腸	1	-	2	2	-	-	5
	免疫	2	2	-	-	-	-	4
	小計	1,095	25	517	590	-	-	2,227
合計		3,239	1,235	1,399	1,241	493	528	8,135

※ 等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		16	17	18	19	20
視覚障害		1,061	1,058	1,029	1,014	979
聴覚平衡機能障害		622	640	657	672	698
音声・言語・そしゃく機能障害		111	116	120	121	123
肢体不自由		3,661	3,810	3,950	3,998	4,108
内部障害	心臓	1,096	1,169	1,256	1,364	1,432
	じん臓	324	346	360	379	398
	呼吸器	155	154	153	161	161
	ぼうこう・直腸	182	188	198	216	227
	小腸	4	4	5	5	5
	免疫	2	2	3	3	4
	小計	1,763	1,863	1,975	2,128	2,227
合計		7,218	7,487	7,731	7,933	8,135

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

<実績>

(各年度末現在)

年度	16	17	18	19	20
区分					
A（最重度・重度）	475	493	515	520	527
B（中度・軽度）	363	387	410	423	453
計	838	880	925	943	980

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
18	1級	47	43	90
	2級	215	190	405
	3級	72	54	126
	計	334	287	621
19	1級	39	45	84
	2級	211	183	394
	3級	69	64	133
	計	319	292	611
20	1級	47	46	93
	2級	233	204	437
	3級	85	55	140
	計	365	305	670

② 精神障害者在院患者数

(各年度末現在)

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
16	1,180	14	307	859	1,866
17	1,186	14	340	832	1,792
18	1,183	8	366	808	1,834
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131

(4)福祉制度一覧表(1)

制 度	公 共 料 金 等 の 割 引											日常生活の援助							
	タクシー 料 金		鉄道運賃 割 引		バ ス 運 賃	国 内 航 空	NHK 受信料		電 話 番 号 無 料 案 内	有 料 道 路	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	郵 便 不 在 者 投 票	住 宅 改 造 費 助 成	
	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引	第 一 種	第 二 種			全 額 免 除	半 額 免 除											
障 害 の 種 別 等 級																			
視 覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
聴 覚 ・ 平 衡	2	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
音 声 言 語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
内 部	1	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△	△	
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△	
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
知 的 障 害	A	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	△	△		
	B		○	○	○	○	△	△		○		○	○		△	△			
精 神	1		△					△	△	○		○	○			△	△		
	2		△					△		○		○	○			△	△		
	3		△					△		○		○	○			△	△		

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加		税 金			手 当 等					医 療								
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療制度	
															更生医療	精神通院医療	育成医療			
視 覚	1			○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田社会保険事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△		
	2			○		△		△	△	△		△	△			△		△	△	△
	3				○	△		△					△			△		△	△	△
	4				○	△							△			△		△		
	5				○								△			△		△		
	6				○								△			△		△		
聴覚・ 平衡	2		△	○		△			△	△		△		△		△		△	△	△
	3		△		○	△			△			△		△		△		△	△	△
	4		△		○									△		△		△		
	5				○									△		△		△		
	6				○									△		△		△		
音 言語	3		△		○	△			△			△		△		△		△	△	△
	4		△		○							△		△		△		△		
肢 体 不 自 由	1	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△		
	2	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△		
	3	△	△		○	△		△		△		△		△		△	△	△		
	4	△	△		○	△						△		△		△		△		
	5	△			○	△						△		△		△				
	6	△			○	△						△		△		△				
内 部	1		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△	△	△		
	3		△		○	△		△		△		△	△	△		△	△	△		
	4		△		○							△	△	△		△				
知 的 障 害	A		△	○		△		△	△	△		△					△	△		
	B		△		○	△		△		△		△					△			
精 神	1			○		△		△	△	△		△			△		△	△		
	2				○			△		△		△		△				△		
	3				○			△		△		△		△				△		

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
認定件数	339	101	142
審査会開催回数	26/年	14/年	14/年

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度		16	17	18	19	20				
ホームヘルプ	身体	利用回数 (延)	25,082	31,144	/	/	/			
		事業費 (千円)	120,690	125,340						
	知的	利用回数 (延)	1,945	3,109						
		事業費 (千円)	7,372	11,193						
	児童	利用回数 (延)	1,924	2,973						
		事業費 (千円)	13,819	16,407						
	精神	利用回数 (延)	997	1,170						
		事業費 (千円)	3,965	3,229						
	計	利用回数 (延)	29,948	38,396				(延時間) 45,441	(延時間) 37,421	(延時間) 45,476
		事業費 (千円)	145,846	156,169				119,156	114,717	127,418
短期入所	身体	利用日数 (延)	24	41	/	/	/			
		事業費 (千円)	222	354						
	知的	利用日数 (延)	759	1,125						
		事業費 (千円)	4,877	7,774						
	児童	利用日数 (延)	256	221						
		事業費 (千円)	1,953	2,082						

計	利用日数 (延)	1,039	1,387	(延時間) 1,496	(延日数) 696	(延日数) 644
	事業費 (千円)	7,052	10,210	7,328	5,461	4,443
重度訪問介護	利用時間 (延)	—	—	325	1,969	2,323
	事業費 (千円)	—	—	531	3,016	4,152
児童デイサービス	利用回数 (延)	1,104	1,417	1,144	1,926	1,422
	事業費 (千円)	6,566	8,446	7,303	6,205	6,343
療養介護	利用人数 (延)	—	—	10	30	36
	事業費 (千円)	—	—	1,745	6,246	7,762
療養介護医療	利用人数 (延)	—	—	10	30	36
	事業費 (千円)	—	—	2,984	2,151	2,222
生活介護	利用回数 (延)	—	—	2,334	7,374	12,533
	事業費 (千円)	—	—	8,444	46,788	91,412
施設入所支援	利用人数 (延)	—	—	110	269	388
	事業費 (千円)	—	—	1,840	16,010	23,567
ケアホーム	利用人数 (延)	—	—	57	53	98
	事業費 (千円)	—	—	7,465	4,611	7,570
旧法施設支援	利用人数 (延)	—	—	3,580	3,637	3,851
	事業費 (千円)	—	—	327,673	782,895	765,535

※ 平成15年度から17年度までは支援費制度（相互利用分を含む）

※ 平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

※ ホームヘルプはガイドヘルプサービス分を含めた実績（平成18年9月まで）

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
自立訓練	利用回数 (延)	—	—	38	424	434
	事業費 (千円)	—	—	243	2,998	1,964
就労移行支援	利用回数 (延)	—	—	623	3,030	3,554
	事業費 (千円)	—	—	2,334	20,946	27,411
就労継続支援	利用回数 (延)	—	—	1,199	7,744	8,569
	事業費 (千円)	—	—	2,605	31,597	43,411
グループホーム	知的障害者	利用人数 (延)	144	164	—	—
		事業費 (千円)	10,803	12,545	—	—
	精神障害者	利用人数 (延)	167	171	—	—
		事業費 (千円)	15,750	11,952	—	—

計	利用人数 (延)	311	335	339	249	269
	事業費 (千円)	26,553	24,497	15,317	12,952	12,596

※ 平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

(平成21年3月31日現在)

種別		決定数 (人)	利用施設数
新法	施設入所支援	34	9 施設
	ケアホーム	10	9 施設
	グループホーム	22	17 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	4	3 施設
	身体障害者入所授産施設	5	3 施設
	身体障害者入所療護施設	35	13 施設
	知的障害者入所更生施設	132	26 施設
	知的障害者入所授産施設	44	8 施設
	知的障害者通勤寮	9	2 施設
合計		295	90 施設

(5) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者(児)の日常生活の向上を図る目的として、交付や修理を行う。

<実績>

年度		16	17	18	19	20
補聴器	交付件数	27	51	43	41	51
	修理件数	30	32	14	16	13
	金額(千円)	1,868	3,364	2,708	2,557	3,326
義肢	交付件数	4	6	11	11	5
	修理件数	14	14	16	15	14
	金額(千円)	1,914	3,341	4,845	5,064	2,852
車椅子	交付件数	32	29	28	26	21
	修理件数	39	35	45	72	58
	金額(千円)	5,958	5,502	5,939	6,203	5,419
装具	交付件数	40	61	29	52	43
	修理件数	18	10	19	15	16
	金額(千円)	3,213	4,719	2,186	3,175	3,383

安全杖	交付件数	20	26	17	21	16
	修理件数	0	0	0	1	0
	金額(千円)	76	93	61	83	63
その他	交付件数	1,143	1,197	621	20	164
	修理件数	28	22	29	6	13
	金額(千円)	27,037	29,200	15,014	2,081	2,588
計	交付件数	1,266	1,370	749	171	300
	修理件数	129	113	123	125	114
	金額(千円)	40,066	46,309	30,753	19,163	17,631

※ 平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・尿管器が補装具から日常生活用具へ移行

(6) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
じん臓	件数	2,578	2,730	2,385	2,929	3,221
	金額(千円)	22,611	22,718	21,435	201,356	236,614
心臓	件数	208	309	427	220	119
	金額(千円)	28,200	32,471	37,563	44,704	19,575
その他	件数	53	54	62	27	27
	金額(千円)	6,014	7,572	4,236	4,389	3,083
計	件数	2,839	3,093	2,874	3,176	3,357
	金額(千円)	56,825	62,761	63,234	250,449	259,272

(7) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
利用件数 (延数)	4,967	17,492	17,361
事業費 (千円)	13,450	25,000	21,375
事業所数	4	4	4

※ 平成18年10月から実施。

(8)移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用時間	4,689	12,455	15,081
事業費 (千円)	9,352	28,106	31,356

※ 平成18年10月から実施

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	17	18	19	20
延利用時間	574	410	393	368
事業費 (千円)	746	533	511	478

(9)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18	19	20
延派遣回数	5	8	11
事業費(千円)	491	120	129

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18	19	20
延派遣回数	115	193	173
事業費(千円)	63	855	806

手話通訳者配置事業

区分 \ 年度	18	19	20
延配置時間	148	311	298
事業費(千円)	267	559	536

※ 平成18年10月から実施 同年9月までは社会参加促進事業で実施

(10) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分 (市10/10), 機能強化事業 分(国1/2, 県 1/2 市, 1/4)

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績 I型>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用回数(延登録者数)	2,798	5,871	13,841
事業費(千円)	10,400	20,800	20,800
事業所数	2	2	2

※ 平成18年10月から実施。

<実績 III型>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用回数(延登録者数)	510	4,101	4,532
事業費(千円)	2,950	23,600	23,600
事業所数	1	4	4

※ 平成18年10月から実施。

(11)日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

区分	年度	16	17	18	19	20
特殊寝台		7	4	1	1	5
盲人用時計		6	5	6	9	7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		12	7	7	5	3
入浴補助用具		8	9	8	7	5
聴覚障害者用屋内信号装置		1	2	3	2	2
聴覚障害者用通信装置		3	3	6	6	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器		—	—	1,146	2,365	2,480
その他		51	41	50	52	50
合計		88	71	1,227	2,447	2,554

※ 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成15年度までは盲人用テープレコーダーでの給付
平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

区分	年度	18	19	20
延利用回数		513	4,738	6,099
事業費(千円)		1,447	11,581	14,769

※ 平成18年10月から実施

(13)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用回数	9	43	46
事業費 (千円)	268	1,280	1,369

※ 平成19年1月から実施

(14) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3, 市 1/3

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実績>

事業名 \ 年度	16	17	18	19	20
点訳奉仕員養成事業	141	145	175	202	121
朗読奉仕員養成事業	91	92	126	130	99
要約筆記奉仕員養成事業	360	236	980	871	637
手話奉仕員養成事業	321	289	501	473	516
要約筆記奉仕員派遣事業	547	140	60	—	—
手話奉仕員派遣事業	1,487	1,132	515	—	—
手話通訳配置事業	538	536	280	—	—
点字・声の広報等発行事業	509	503	507	507	507
自動車運転免許取得・改造助成事業	658	545	575	404	200
生活訓練事業	831	790	780	567	567
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	384	348	417	400	400
福祉機器リサイクル事業	37	35	29	8	29
入院時生活支援事業	—	—	—	—	22
合計 (千円)	5,868	4,882	4,951	3,562	3,098

※ 平成18年10月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション支援事業で実施

(15) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
利用件数 (延数)	185	167	159	233	351
業費 (千円)	1,850	1,587	1,454	2,054	3,088

(16)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
利用件数 (延人数)	294	299	218	145	113
事業費 (千円)	1,097	1,120	827	551	389

(17)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
相談延べ件数	61	67	67	56	23

(18)配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
1日平均利用件数 (人)	8	7	4	5	5
実施日数 (日)	243	245	245	218	242
延べ配食数	1,881	1,704	924	848	936

事業費（千円）	470	375	139	128	141
---------	-----	-----	-----	-----	-----

(19)福祉タクシー料金助成事業

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
交付人員	415	414	442	373	363
交付延枚数	9,428	9,474	9,886	8,696	6,372
利用延枚数	7,474	7,691	7,974	7,059	5,205
事業費（千円）	4,181	4,300	4,459	4,023	3,277

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 ② 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 ③ 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	①②県 10/10 ③市 10/10

<目的・事業概要>

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成18年6月～平成21年5月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
県	阿具根 富雄	54-3724		
	猪飼 久司	54-3710		
	内倉 照義	55-9338		
	内田 勝巳	52-3429		
	大場 和正	58-7320		
	大山 暁美	53-2568		
	木上 秀夫	58-0801		
	幸田 義勝	57-8002		
	堺 盛芳	58-3082		
	高田 九州男	52-6249		～H20.10
	中川 末義	54-1690		
	西山 文雄	58-2447		～H20.4
	野母 晋平	52-4418		
	蓮尾 元紀		51-3931	
	平川 弘巳	58-5939		
松尾 サダ子	56-1642			
矢加部 逸雄	57-2348		H20.6～	
市	有松 由里子	54-7212		
	本田 昭子		43-3077	

	古庄 和秀	52-8164		
	塩塚 喜一	55-2927		

＜知的障害者相談員名簿＞ (任期 平成20年10月～平成23年9月)

区分	氏名	電話
県	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(21)在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実績＞

区分 \ 年度	15	16	17	18	19	20
支給人員	1	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	120	120	120

(22)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

＜目的・事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

※ 平成15年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

＜利用状況＞

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	
開館日数(日)	294	294	295	292	293	
利用者	障害者(人)	17,552	15,760	17,678	16,424	15,653
	その他(人)	36,397	36,828	39,619	36,307	40,252
	計(人)	53,949	52,588	57,297	52,731	55,905
障害者利用率(%)	32.5	30.0	30.9	31.1	27.9	

※ 利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
加入世帯数(延)	288	287	253	233	216
扶助世帯数(延)	48	71	62	62	60
扶助料(千円)	266	351	225	214	275

(24)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 市内に住所を有するもの
- ・ 小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・ 生活保護法による医療扶助を受けていないこと

<実績>

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	
国保	対象者	2,907	3,076	3,122	3,061	871
	件数	70,269	71,494	75,536	75,848	20,425
	金額(千円)	508,293	524,351	512,021	441,404	163,155
後期	対象者					2,456
	件数					63,164
	金額(千円)					290,073
社保	対象者	719	725	757	744	370
	件数	15,286	15,720	16,372	19,488	8,418
	金額(千円)	129,776	120,586	125,022	144,548	67,795
計	対象者	3,626	3,801	3,879	3,805	3,697
	件数	85,555	87,214	91,908	95,336	92,007
	金額(千円)	638,069	644,937	637,043	585,952	521,023

(25)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

<実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
支給 人員	特別障害者手当	1,652	1,543	1,492	1,449	1,451
	障害児福祉手当	697	715	727	653	620
	福祉手当（経過措置分）	621	527	477	393	349
	計	2,970	2,785	2,696	2,495	2,420
支給額（千円）		62,869	58,842	56,792	53,354	52,298

※ 人員は延人員

(26)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

年度	16	17	18	19	20
支給人員	127	136	133	118	130

※ 特別児童扶養手当（旧法昭和46年4月1日以前認定分）は、国100%負担

3 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

<実 績>

① 精神保健相談の状況

(単位：件)

年 度		精 神 保 健 相 談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
16	男	114	313	6	195	15	6	4	41	46
	女	85	188	12	67	4	1	—	27	77
17	男	96	260	5	138	19	0	2	32	57
	女	62	140	12	47	3	0	4	28	46
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59

② 精神保健訪問指導の状況

年 度		精 神 保 健 訪 問 指 導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
16	男	53	239	—	204	5	30
	女	35	122	3	94	—	25
17	男	37	165	—	128	5	32
	女	27	83	5	41	1	36
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23

③心の健康相談

(単位：件)

年度 区分	16	17	18	19	20
相談延人員	24 (3)	28 (5)	26 (2)	25 (2)	31 (2)

※ () 内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市10/10

①精神保健福祉講演会

・「自殺予防・うつ病予防」をテーマに講演会を実施。 参加者 133人

②精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を2回シリーズで実施。 参加者 計 39人